

4. 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、健全な市街地の整備と生活環境の改善を図るため道路・公園等の都市基盤施設と宅地を一体的に整備し総合的なまちづくりを進める事業です。

神戸市では、昭和21年から戦災復興土地区画整理事業を開始し、昭和40年代からは、多様化する都市機能の充実・更新と生活環境の改善を図るため、東灘山手、河原、上沢地区の既成市街地や、岡場、谷上などの新市街地において土地区画整理事業を実施してきました。また、震災により大きな被害を受けた地区において都市基盤整備や、被災者の早期生活再建を図るため震災復興土地区画整理事業を実施しました。

平成に入り事業着手した浜山地区では、密集市街地の改善を図ることを目的として、住宅市街地総合整備事業との合併施行により土地区画整理事業を実施しました。また令和4年3月より、道路や公園など公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業に着手しています。

施行者別施行状況一覧表（令和7年4月1日現在）

施行者		換地処分済地区		事業中地区		合 計	
		地区数	施行面積	地区数	施行面積	地区数	施行面積
法3条4項	神戸市	20	518.4ha	1	7.5ha	21	525.9ha
	（うち震災復興）	(11)	(143.2ha)	0	(0.0ha)	(11)	(143.2ha)
旧法3条4項	神戸市長	15	2,663.8ha	0	0.0ha	15	2,663.8ha
	（うち戦災復興）	(11)	(2,207.5ha)	0	0.0ha	(11)	(2,207.5ha)
法3条2項	組合	30	796.2ha	1	9.3ha	31	805.5ha
	（うち震災復興）	(2)	(2.0ha)	(0)	(0.0ha)	(2)	(2.0ha)
法3条1項	個人	28	518.64ha	1	0.2ha	29	518.84ha
法3条の2	都市機構	8	1,149.8ha	0	0.0ha	8	1,149.8ha
合計		101	5,646.84ha	3	17.0ha	104	5,663.84ha

神戸市の土地区画整理事業一覧

